

小松加賀環境衛生事務組合監査委員公印内規

昭和 53 年 12 月 1 日
監 査 内 規 第 1 号

改正 昭和57年 1 月27日 監査内規第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この内規は、小松加賀環境衛生事務組合監査委員（以下「監査委員」という。）の公印について必要な事項を定めるものとする。

(公印の定義)

第 2 条 この内規において公印とは、公文書に使用する代表監査委員印、監査委員印及び監査委員職務執行者印をいう。

(公印の名称等)

第 3 条 公印の名称、書体、寸法、用途、様式及び個数は別表のとおりとする。

(公印の保管者)

第 4 条 代表監査委員は、責任をもって公印を保管しなければならない。

(公印の調整等)

第 5 条 公印の新調、改刻又は廃止は監査委員の決裁を受けなければならない。

(公印台帳)

第 6 条 代表監査委員は、公印を登録し、これを整理するため、公印台帳（別記様式第 1 号）を備えなければならない。

(公印の使用)

第 7 条 公印を使用するときは、原議書又は押なつを必要とする文書等を代表監査委員に呈示し、その承認を受けなければならない。

附 則

この内規は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年監査内規第 1 号）

この内規は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

名 称	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	様式	個数
代表監査委員印	れい書	方24	代表監査委員名をも ってする文書	イ	1
監査委員印	〃	方21	監査委員名をもつて する文書	ロ	1
監査委員職務 執行者印	〃	方21	監査委員職務執行者 名をもつてする文書	ハ	1

イ

小 松 加 賀 環 境 衛 生 事 務 組 合 代 表 監 査 委 員 之 印
--

ロ

小 松 加 賀 環 境 衛 生 事 務 組 合 監 査 委 員 印

ハ

小 松 加 賀 環 境 衛 生 事 務 組 合 監 査 委 員 職 務 執 行 者 印
--

別記様式第1号（第6条関係）

公 印 台 帳

種 別	名 称	印 影
書 体	寸 法	
印 材	個 数	
用 途	保 管 者	
調 整	改 刻	
廃 止		
備 考		